

空き家解体・除却費用を 補助します！

■ 補助上限額

※ 補助率 23%

通常

空き家の相続後3年以内に
解体するなど、特定の場合最大 **30** 万円最大 **50** 万円

一定の要件を満たした場合、土地の固定資産税等を3年間減免します。
詳細は裏面下部へ！⇒⇒⇒

【対象者】 藤枝市内の空き家の所有者又はその相続人

(法人が所有している場合は、対象となりません。)



【申請時期】 解体・除却工事の請負契約締結前

※既に解体工事に係る契約を締結してしまった場合や、解体・除却工事に着手してしまっただけの場合、補助金申請はできません。

【補助対象空き家】 次の全てに該当する住宅が補助対象です。

- (1) 居住の用に供されていない住宅であること。
- (2) 木造の住宅であること。
※店舗、倉庫や離れなど住宅以外の用途の建物は、対象となりません。
また、店舗兼住宅の場合、店舗部分の床面積が建物全体の床面積の半数を超えていないことが要件となります。
- (3) 昭和56年5月31日以前に建築された、または同日において建設工事中であったもの。
- (4) 空き家及びそれ以外の全ての定着物を解体・除却し、土地を更地にすること。
- (5) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。
- (6) 耐震補強工事をしていないこと。

裏面へつづきます。

【補助上限金額について】 通常 30万円

次のいずれかに該当する場合 50万円

- ・相続後3年以内に事業が完了するとき
- ・空き家の建築されている敷地が道路に接していないとき
- ・空き家の建築されている敷地が幅の狭い道路にしか接していないなどの理由により、解体専用の重機が使用できないとき（手ばらしのとき）

【補助対象経費】 空き家（母屋）の解体・除却工事に要する費用。

母屋の解体・除却工事費と認められないものは補助対象となりません。

【例】物置や離れなどの母屋以外の建築物、庭石や庭木などの敷地の定着物の除却費、空き家内部の残置物の処分費、アスベスト調査費など。

【補助対象工事】 次の全てに該当する工事です。

- (1) 空き家及びそれ以外の全ての定着物を解体・除却し、土地を更地にすること。
- (2) 建設業法に規定する建設業（土木工事業、建設工事業又は解体工事業に限ります。）の許可を受けた業者または建設工事に係る資材の資源化等に関する法律に規定する解体工事業者の登録を受けた業者に発注すること。
- (3) 令和9年2月26日までに解体・除却工事、費用の支払いが完了し、その旨の報告が完了すること。

【交付の回数】 申請者につき年度当たり1回

藤枝市都市建設部 住まい戦略課（東館2階）

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号

電話 054-631-5750（直通） F A X 054-643-3280

解体補助金
ホームページ



■ 土地の固定資産税・都市計画税を3年間減免します！

この補助金の交付を受けて、解体・除却を行った空き家のあった敷地のうち、「住宅用地特例」を受けていた場合は、土地の固定資産税、都市計画税を除却後3年間各年度における税額の80%に相当する額を減免します。

減免を受ける場合は、課税課に「減免申請書」の提出が必要となります。

☎減免に関するご相談・お問い合わせは、下記までお願いいたします。

藤枝市役所課税課 土地係（西館2階） 電話 054-643-3292（直通）